

社会福祉育成活動推進のための

2025年度 助成事業の実施について

1. 助成対象

当財団の助成事業は社会福祉事業（福祉施設の運営、福祉活動 ①子どもたちの健全な育成 ②地域コミュニティの活性化 ③社会的弱者に対する活動 ④被災などで見えてきた課題に対する活動 ⑤国内における国際的活動など）を行う民間の団体が必要とする設備、備品類に対し助成します。

申し込み者は原則として非営利の法人であること。

（ただし法人でなくても2年以上の継続的で組織的な活動を行っている任意団体は対象とする。）

2. 助成内容

1) 助成総額 2, 500万円

2) 1団体当たり30万円を限度とする。（事業運営に必要な設備備品の購入に対する助成）

3. 応募方法

愛恵福祉支援財団ホームページ助成金フォームよりお申し込みください。

HP <https://www.aikei-fukushi.org/joseikin2023>

申請後に申請受付メール（申請内容が表示されています）が届かない場合には、当財団事務局にお問い合わせください。

メール、FAXによる受付は致しません。

ウェブでの申請が困難な方は当財団事務局に電話かメールでお問い合わせ下さい。

公益財団法人 愛恵福祉支援財団 事務局

電話 03-5961-9711 メール joseikin@aikei-wf.or.jp

応募にあたり、下記にご留意ください

- ・法人名義の口座をご用意ください。個人名義は任意団体の代表者に限ります。
- ・人件費や旅費交通費、金券、飲食費、日常的な経費（水光熱費、通信費など）は対象外となります。
- ・助成の確定通知前の購入分は対象外となります。
- ・より多くの団体に助成の機会を提供するため、昨年度に当財団から助成金を受けた場合今年度は申請できません。

申請時に必要な添付資料

①貴団体の定款（目的、事業内容が記載してあるページ）

（任意団体の場合は規約） ②役員または構成員の名簿 ③当該事業の前年度決算報告書 ④当該事業の前年度の事業報告 ⑤事業内容、沿革がわかる資料 ⑥助成対象の見積書

4. 応募期間

2025年8月1日（金）～9月30日（火）

（期日を過ぎるとホームページの送信ボタンは作動しません）

5. 選考方法

当財団の選考委員会により審査決定させていただきます。

採択の決定と必要書類を文書にて通知いたします。（採択されなかった場合メールでご連絡致します。）なお、採否の理由、選考にかかわる内容につきましてお問い合わせに応じかねますのでご了承ください。

6. 選考結果

2025 年 11 月下旬予定

7. 助成が決定した場合

- ・完了報告書の用紙、助成金請求書（振込依頼書）をご送付いたします。
- ・2026 年 1 月末日までに事業を完了し、完了報告書を提出していただきます。
- ・完了報告時に支出の内容を確認するため、法人または団体宛の領収書の写しが必要になります。
- ・振込依頼書の口座名義等、多数の不備がある時には助成できない場合がありますのでご注意ください。
- ・振込依頼書に記載の金額が申請時と異なる場合は事務局までご相談ください。
- ・完了報告書確認後、不備がなければ 2～3 週間程で振り込みます。

8. 取得した備品等の管理

管理期間は完了年度終了後 5 年間とします。ただし法人法に定める減価償却資産の耐用年数が 5 年以内のものは、その期間とします。

期間内、外にかかわらず、譲渡はできません。

9. 個人情報に関する事項

本申請により取得した個人情報は助成の可否通知等業務に必要な範囲に限定して取り扱います。ただし、完了報告書に基づいた情報を当財団ホームページに掲載する場合があります。

10. 申請から助成金交付までの流れ

申請受付期間・・・・・・2025 年 8 月 1 日（金）～9 月 30 日（水）

助成の決定・・・・・・2025 年 11 月下旬

実施・・・・・・・・・・・・決定の通知受領後に実施（申請品の購入）

報告・・・・・・・・・・・・2026 年 1 月末日までに郵送で提出。領収書コピー、購入した物品の画像が必要です。

送金・・・・・・・・・・・・報告内容の確認後、不備がなければ 2～3 週間程で送金。

11. その他の注意事項

- ・申請の内容、予算の変更がある場合には当財団の承認を受ける必要があります。
- ・当財団が不適当と認めたときは助成金を取り消しまたは減額する場合があります。
- ・決定通知後、期日までに完了報告書の提出が無い場合は助成できない場合があります。
- ・助成決定先に訪問して助成の効果についてお聞かせ頂く場合がございます。
- ・Q&A を確認後申請してください。

以上